

定例会と臨時会

市会には、定期的に招集される定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会とがあります。

市会では、条例により定例会の回数を年4回と定め、通例として2月、5月、9月、11月に招集されています。定例会も臨時会も招集をするのは市長の権限ですが、議長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、議長等の臨時会の招集請求に対して市長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長などの考えを問いただす一般質問を行うのを通例としています。

■ 本会議付議等件数一覧 ※陳情件数は、付託された数ではなく、委員会での結論が本会議で報告された数です。

	市長提出案件						議員提出案件			その他の案件			合計	陳情 報告 ※
	条例	予算	決算	計画	契約	その他	条例	決議 意見書	その他	選挙	請願	その他		
令和3年度	45	47	24	0	14	92	5	9	3	10	13	21	283	23
令和4年度	43	55	24	4	15	76	2	5	0	10	10	17	261	22
令和5年度	54	50	24	4	28	75	2	8	2	18	60	18	343	18

委員会

常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないので、市の執行機関の所管局別に8つの常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査を行っています。議員は原則1つの委員会に所属し、委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人がいます。常任委員会は、市会閉会中(会期以外の期間)にも、所管する局の事業などについて、調査・研究するなどさまざまな活動を行っています。

市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として設置され、各交渉会派(所属議員5人以上)の代表者によって市会運営上のさまざまな事項に関して協議が行われています。また、市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査もしています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

特別委員会

特別委員会は、付議事件(市会の議決によって定められた市政の特定の問題)について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。現在、6つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。また、このほかに毎年、当初予算及び決算の審査を行うために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

予算特別委員会・決算特別委員会

一定期間の市の収支の見積もりを「予算」といいます。予算はその年度の市のお金の使い方を決める大切なものです。そのため、市会においては、通常の議案審査とは違い、予算を審査するための「予算特別委員会」を設置します。



予算特別委員会では、審査する内容を所管する局に応じ、第一、第二に分かれて審査が行われますが、すべての議員がいずれかの委員会に所属することとされています。この予算特別委員会では、約2週間にわたって局ごとの審査(局別審査)が行われるほか、全議員及び市長以下関係職員が出席する総合審査(予算第一・予算第二特別委員会連合審査会)も行われます。

決算についても同様に決算特別委員会における審査が行われており、前年度の予算が適正かつ効率的に使われたかを審査します。

会議の流れ

会議の流れ

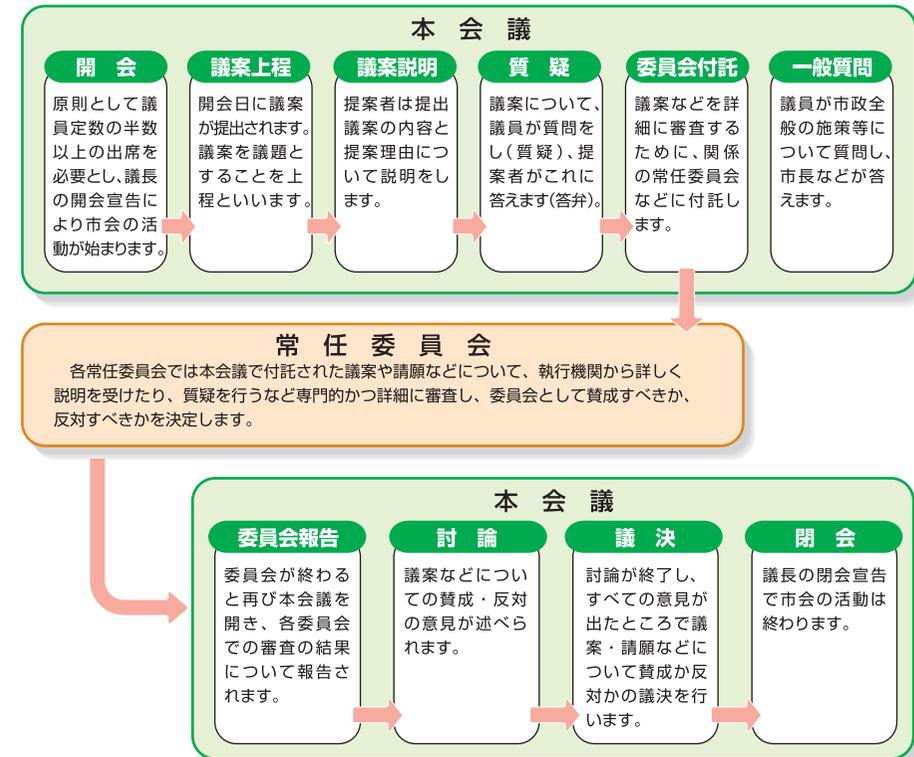
当初予算を審議する第1回定例会を除く通常の定例会の流れは、下の図のようになっています。



その他の会議

市会には、本会議と各委員会のほかにも、必要により開かれる会議があります。その一つに全員協議会があります。

全員協議会は、市政上の重要な問題について検討するために議員全員が集まって開かれる会議です。議案などの審議・審査は行わず、市長などの執行機関から説明を受けたり、意見を述べたりします。



● 常任委員会一覧 (令和7年2月18日現在)

委員会名	政策経営・総務・財政委員会	国際・経済・港湾委員会	市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会	子ども青少年・教育委員会
所管事項	政策経営局、総務局、デジタル統括本部、財政局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	国際局、経済局及び港湾局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	市民局、にぎわいスポーツ文化局及び消防局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	子ども青少年局及び教育委員会に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。
定数	11	10	11	11
委員長	小松 範昭(自)	中島 光徳(公)	くしだ久子(維)	麓 理恵(立)
副委員長	竹内 康洋(公)	東 みちよ(自)	関 勝則(自)	横山勇太郎(自)
副委員長	山浦 英太(立)	田中 紳一(維)	谷田部孝一(立)	望月 康弘(公)
委員	鴨志田啓介(自)	斉藤 達也(自)	白井 亮次(自)	おさかべさやか(自)
	横山 正人(自)	清水 富雄(自)	瀬之間康浩(自)	黒川 勝(自)
	渡邊 忠則(自)	田野井一雄(自)	高橋のりみ(自)	福地 茂(自)
	木内 秀一(公)	安西 英俊(公)	松本 研(自)	竹野内 猛(公)
	森ひろたか(立)	大岩真善和(立)	行田 朝仁(公)	田中 ゆき(立)
	いそべ尚哉(維)	深作 祐衣(民)	高田 修平(立)	伊藤くみこ(維)
	みわ智恵美(共)	興石かつ子(無)	井上さくら(井)	古谷 靖彦(共)
	こがゆ康弘(民)		大野トモイ(ト)	坂本 勝司(民)

健康福祉・医療委員会	脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会	建築・都市整備・道路委員会	下水道河川・水道・交通委員会
健康福祉局、医療局及び医療局病院経営本部に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	脱炭素・GREEN×EXPO推進局、みどり環境局、資源循環局及び農業委員会に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	建築局、都市整備局及び道路局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。	下水道河川局、水道局及び交通局に属する事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査します。
11	11	11	10
高橋 正治(公)	大桑 正貴(自)	伏見 幸枝(自)	伊波俊之助(自)
長谷川琢磨(自)	磯部 圭太(自)	青木 亮祐(自)	山田 一誠(自)
藤代 哲夫(自)	花上喜代志(立)	久保 和弘(公)	坂井 太(維)
佐藤 茂(自)	川口 広(自)	梶村 充(自)	佐藤 祐文(自)
山下 正人(自)	酒井 誠(自)	渋谷 健(自)	鈴木 太郎(自)
仁田 昌寿(公)	増永 純女(自)	尾崎 太(公)	市来栄美子(公)
藤崎浩太郎(立)	武田 勝久(公)	越久田記子(立)	斉藤 伸一(公)
山田桂一郎(維)	福島 直子(公)	白井 正子(共)	中山 大輔(立)
大和田あきお(共)	かざまあさみ(立)	二井くみよ(民)	大山しよじ(維)
太田 正孝(太)	柏原すぐる(維)	長谷川えつこ(え)	熊本ちひろ(民)
荻原 隆宏(風)	宇佐美さやか(共)	関 高史(ラ)	

●特別委員会一覧 (令和7年2月18日現在)

委員会名	大都市行財政制度特別委員会	基地対策特別委員会	減災対策推進特別委員会	新たな都市活力推進特別委員会
付議事件	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。	減災及び防災対策の推進に関すること。	オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。
定数	15	14	15	14
委員長	川口 広(自)	鴨志田啓介(自)	安西 英俊(公)	山下 正人(自)
副委員長	竹野内 猛(公)	渡邊 忠則(自)	黒川 勝(自)	斉藤 達也(自)
副委員長	長谷川えつこ(え)	山田桂一郎(維)	瀬之間康浩(自)	森ひろたか(立)
委員	青木 亮祐(自)	伊波俊之助(自)	東 みちよ(自)	鈴木 太郎(自)
	清水 富雄(自)	梶村 充(自)	磯部 圭太(自)	関 勝則(自)
	伏見 幸枝(自)	小松 範昭(自)	大桑 正貴(自)	山田 一誠(自)
	増永 純女(自)	佐藤 祐文(自)	横山勇太郎(自)	高橋 正治(公)
	横山 正人(自)	木内 秀一(公)	行田 朝仁(公)	中島 光徳(公)
	尾崎 太(公)	久保 和弘(公)	仁田 昌寿(公)	藤崎浩太郎(立)
	福島 直子(公)	越久田記子(立)	かざまあさみ(立)	いそべ尚哉(維)
	高田 修平(立)	谷田部孝一(立)	中山 大輔(立)	坂井 太(維)
	田中 紳一(維)	大和田あきお(共)	大山しろうじ(維)	熊本ちひろ(民)
	古谷 靖彦(共)	井上さくら(井)	くしだ久子(維)	坂本 勝司(民)
	興石かつ子(無)	関 嵩史(ラ)	宇佐美さやか(共)	太田 正孝(太)
	荻原 隆宏(風)		深作 祐衣(民)	

●市会運営委員会 (令和7年2月18日現在)

委員会名	市会運営委員会
協議事項	本会議・委員会などの運営方法を決定し、市会に必要な条例等の議案や、請願・陳情なども審査します。
定数	16
委員長	高橋のりみ(自)
副委員長	尾崎 太(公)
副委員長	大岩真善和(立)
委員	伊波俊之助(自)
	磯部 圭太(自)
	大桑 正貴(自)
	鴨志田啓介(自)
	長谷川琢磨(自)
	藤代 哲夫(自)
	久保 和弘(公)
	中島 光徳(公)
	藤崎浩太郎(立)
	いそべ尚哉(維)
	坂井 太(維)
宇佐美さやか(共)	
坂本 勝司(民)	

会議の原則

民主的かつ円滑で効率的な運営を図るため、地方議会にはいろいろな会議原則があります。

定足数の原則

会議を開いたり、議決を行うときには、一定以上の議員が出席していなければなりません。この最小限必要な出席議員数を定足数といいます。定足数は、原則として議員定数の半数以上となっています。

過半数の原則

議事は、特別な場合を除き出席議員の過半数で決めます。議長には議決に加わる権利はありませんが、賛成と反対が同数になったときには議長が決定します。

会議公開の原則

本会議は、原則として公開することになっています。公開とは、議員以外の方が会議を傍聴する自由や、新聞・テレビなどの報道機関が会議の状況について報道する自由を認めるとともに、会議録を公開することです。

ただし、出席議員の3分の2以上の多数で議決した場合には、秘密会として非公開にすることができます。

会期不継続の原則

議会は会期ごとに独立の存在として活動するもので、会期中に議決に至らなかった案件は、会期終了とともに消滅し、後の会期に引き継がれないのが原則です。これを「会期不継続の原則」といいます。

ただし、例外として、本会議の議決によって、特定の案件を継続審査とした場合は、市会閉会中も委員会でその案件を審査したり、調査することができ、次の会期で改めて提案し直すことなく議決することができます。

一事不再議の原則

本会議で一度議決された議案などは、原則として同じ会期中に再び提出することはできないとされており、一つの案件が会期中に二度審議されることはありません。